

令和5年 下呂市農業委員会第1回総会議事録

開催日時	令和5年1月6日 14:00～15:00
開催場所	下呂総合庁舎 5階 大会議室
出席委員	1 番 山下 康子 2 番 上野 耕正 3 番 大森 公治 4 番 嶋田 浩 5 番 熊崎 みどり 6 番 中島 義彦 8 番 中川 元宏 (推) 9 番 中川 輝男 (推) 10 番 田中 覚章 (推) 11 番 二村 昭司 12 番 小林 寿 13 番 川口 太三 (推) 14 番 鎌倉 誠也 15 番 中島 尊治 17 番 中島 次郎 (推) 19 番 熊崎 徹 (推) 20 番 中桐 由起子 (推) 21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男 (推) 25 番 井戸 克彦 (推) 26 番 杉山 裕 (推)
欠席委員	7 番 林 忠助 16 番 福井 順也 18 番 二村 正明 (推)
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 2 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 議事 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 議事 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について 第4 その他
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数12名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第1回農業委員会を開催いたします。
会 長	【会長あいさつ】
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 12 番 小林 寿 委員 14 番 鎌倉 誠也 委員 をお願いいたします。
会 長	議題第1号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 なお、新型コロナウイルス対策として時間を短縮するため、議案の読み上げおよび、委員による状況説明は省略させていただきます。 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請4件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第2号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の4ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第3号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の5ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

21番 5条の3についてはどういうことか

5番 5条の3については、この案件は何年もずっと協議されているものです。何度も出てきては取り下げられています。一番最初に出てきたときには区長も判を押したんですが、業者が杜撰なのかいろいろあって取り下げになった時に、区長が責任を取るというか…そういう経緯があって、それ以降はこういう案件があっても区長は判を押さないということに区で決めたそうです。なので周囲の方が同意すればそれでいいと。

何度も出てくる案件ですから何度も見に行ってますけど、今更お金をかけて圃場整備するような場所でもないですし、重機も入らない。この業者は何度も出てきていますが、ほかの現場でも草刈りもしていますし、排水もまとめて流れないように配慮しています。このままにしておいてはただ荒れていくような農地であると思われま。

12月末に嶋田委員と事務局と一緒に現地を確認しましたので、嶋田委員からもご意見あればお願いします。

4番 一番問題なのは、人と人との問題なんじゃないですかね。我々はあくまでも農地としてどうかということだけであって。農業委員としての意見としては、ここ一帯は農地としての利用価値は低く、非農地と言っても過言ではないかと感じたということです。

21番 農地を活用するために農業では難しいような土地であれば、太陽光とするのも一つの手ではないかと思えます。区長が印を押さないという経緯を聞いてどうなっているのかと思ったのですが、事情は分かりました。

6番 以前、太陽光が点在するぐらいなら太陽光団地を計画してはどうかという話が出たときに、私の中のイメージではまさにここが頭に浮かんだんです。市内での日照時間は乗政に次いで四美が2番だったと思います。また、ここは林道と民家との間で、傾斜地ですので耕作しづらく農地としても荒れています。点在するぐらいなら固めたほうがいいのではないかとも思うのですが、ここなら反射に対する被害も、民家の方がパネルより下なので考えづらいかと。あとは水の問題ですね。地主と地元の気持ちはもちろんですが。

事務局 開発協議について農業委員会にも合議が回ってきましたが、農業委員会としては農地としては問題ないという意見を付しています。
中島委員の意見についてですが、以前、大企業のD社からメガソーラーについての打診があったのですが、その時の条件としては1ha～2haということでしたので、当時は該当するような土地がなく保留としました。
太陽光には2種類あって、売電目的の太陽光、もう一つは相続税対策。後者は作るだけでほったらかしなのでタチが悪い。会社の信用度の高い案件については継続的な管理がなされると思いますし、前向きに検討することもよいかと思えます。

会 長 その他ご意見、ご質問はございますか。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請8件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 原案の通り承認いたします。

会 長 議題第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について別紙のとおり集積計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

【事務局説明】

会 長 ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について別紙のとおり配分計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

【事務局説明】

会 長 ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 以上で本日の案件について審議を終了しますが、その他何かありましたらご意見伺います。

会 長 以上をもちまして、第1回 下呂市農業委員会を閉会します。

15時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

※新型コロナウイルス感染防止策として時間を短縮するため、議案読み上げおよび委員説明を省略した。委員には事前に説明資料を配布しており、当日は質疑応答のみとした。本議事録に配布資料を添付する。

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番

第1回 下呂市農業委員会総会 申請内容説明

総会では、コロナウィルス対策として時間を短縮して開催するため、その場での読み上げは行いません。

議案、申請書をよく読み、意見質問がある場合のみ当日発言ください。また内容に誤りがある場合は前日までにご連絡をお願いします。

(農地法第3条)

事務局説明		担当委員説明	
<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、無償による所有権移転が4件提出されています。</p>			
1	<p>番号1については、農振農用地外です。 譲渡人は農地の効率利用を図るため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人の取得後の耕作面積は、35.54aとなります。</p>	9番 中川輝男	<p>3条1番について説明します。場所は萩原町中呂で、****と****の間のあたりです。 申請地は譲受人の居宅に隣接している狭小地であるため、譲受人に譲渡し、農地の効率利用を図るものであります。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
2	<p>番号2については、農振農用地外です。 譲渡人は市外に居住しており管理ができないため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人の取得後の耕作面積は59.34aとなります。</p>	11番 二村昭司	<p>3条2番について説明します。場所は馬瀬井谷で、****の下の農地です。 譲渡人は市外に居住しており管理ができないため、隣接して居住する譲受人に譲渡し、譲受人はこれを譲り受け農業に励むものです。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3	<p>番号3については、****が農振農用地です。 譲渡人は農地の効率利用を図るため譲渡し、譲受人は自宅に隣接する申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人の取得後の耕作面積は、11.76aとなります。</p>	17番 中島次郎	<p>3条3番について説明します。場所は乗政で、三ツ石の山際の農地です。 譲渡人は農地の効率利用を図るため譲渡を希望し、譲受人は自宅に隣接する申請地を譲り受け、農業に励むものです。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
4	<p>番号4については、農振農用地外です。 譲渡人は、遠方に居住しており耕作ができないため譲渡し、譲受人は自己所有地に隣接する申請地を譲り受け、農業に励むものです。 譲受人の取得後の耕作面積は70.48aとなります。</p>	18番 二村正明	<p>3条4番について説明します。場所は小川で、****の上のあたりです。 譲渡人は遠方に居住しており管理が難しいため、譲受人が譲り受け、申請地に隣接する自己所有地と合わせて農業に励むものです。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>以上、農地第3条申請について審議をお願い致します。</p>			

(事業計画変更)

事務局説明	
	議案第2号 農地転用許可後の事業計画変更申請について説明させていただきます。 今回の申請内容については、貸資材置場の所有権移転を伴う変更が1件です。
1	番号1については申請地を一般個人住宅として利用する計画でしたが、申請地の造成まで終えたところで申請地近くの別の場所に住宅を建築することとなったため、申請地の隣で営業している土木建築機械リース業の社長が取得し、資材置場として利用したいことから承認を求めるものであります。なお、隣接地を一体利用地として新たに取得したいことからあわせて5条申請が提出されています。(詳細:5条の1、5条の2) なお、当初は****年**月**日付***第****号で、一般個人住宅として4条許可を得ていました。
	以上、農地転用許可後の事業計画変更申請について審議をお願い致します。

(農地法第5条)

	事務局説明	担当委員説明
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が4件、貸資材置場が2件、レジャー施設が1件、太陽光発電が1件の計8件。面積については田2488.7㎡、畑2474㎡です。	
1	番号1については、申請地を譲り受け、貸資材置場として利用したいため、転用許可を求めるもので、事業計画変更を伴うものであります。 農地区分は、申請地は、街区に占める宅地割合が40%を超えていることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。 なお、当該案件は開発協議の締結が必要であることから、開発協議の締結を条件にご審議いただきます。	4番 嶋田浩 5条1番について説明します。申請地は上呂で、****があった場所の裏手です。 申請地はすぐ近くに住む申請者が同居家族のために住宅を建築する計画で転用許可を得ましたが、その後自宅のすぐ隣に建築することになり、申請地は造成まで終えたところで計画が止まってしまいました。この度申請地に隣接する企業の社長が資材置場として利用したいことから転用許可を求めるものであります。 隣接する農地は一体利用する計画の農地のみであることから、問題は無いと思われます。
2	番号2については、申請地を譲り受け、貸資材置場として利用したいため、転用許可を求めるもので5条の1番と一体利用するものであります。 農地区分は、申請地は、街区に占める宅地割合が40%を超えていることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。 なお、当該案件は開発協議の締結が必要であることから、開発協議の締結を条件にご審議いただきます。	4番 嶋田浩 5条2番について説明します。 5条1番と一体利用することから、位置および申請理由は5条1番と同じです。 隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。

3	<p>番号3については、申請地を譲り受け、太陽光発電施設として利用したいため、転用許可を求めるものです。</p> <p>農地区分は、申請地は中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められます。隣接する農地の承諾は得られていないことから熊崎みどり委員・嶋田浩委員および事務局において現地を確認しており、周辺農地への影響がないことを確認しております。</p> <p>なお、当該案件は開発協議の締結が必要であることから、開発協議の締結を条件にご審議いただきます。</p>	6番 熊崎みどり	<p>5条3番について説明します。申請地は萩原町四美で、高手洞谷沿いの山際の農地です。</p> <p>申請地を太陽光発電として利用したいことから転用許可を求めるものであります。現地は傾斜があり、農業用機械の進入も難しいような場所です。隣接農地の所有者は、申請地に農地と自宅が隣接しており、自宅への影響を考慮すると計画には同意できないということであり、農地を含む自己所有地全てにおいて同意をいただけていない状態とのことです。</p> <p>周辺農地への影響については現地確認をしましたが、問題は無いと思われま</p>
4	<p>番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、500m以内に萩原北中学校、北こども園があることから第3種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから問題はないと思われま</p>	8番 中川元宏	<p>5条4番について説明します。申請地は萩原町野上で、北中学校から山の方へ200mほど上がった場所です。</p> <p>申請地は譲受人の居宅に近く、また周辺に自己所有の借家が3件ほどあり、いずれも駐車場を確保する必要があることから転用許可を求めるものであります。隣接する隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われま</p>
5	<p>番号5については、申請地を借り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>申請地の登記地目は原野ですが、現地は田として利用されていることから農地転用許可申請が提出されています。</p> <p>農地区分は、500m以内に萩原北中学校、北こども園があることから第3種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地は申請者のもの以外ないことから、問題は無いと思われま</p>	8番 中川元宏	<p>5条5番について説明します。申請地は萩原町野上で、県道添いの黒谷橋よりすこし南側付近の場所です。</p> <p>申請者は親子関係にあり、現在同居している住宅に隣接する農地を一部分筆して子世帯の居宅を建築するために転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地は申請者のもののみであることから、問題は無いと思われま</p>
6	<p>番号6については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の用途地域の定めがあることから、第3種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請人にもものみであることから、近隣の農業への影響はないものと考えま</p>	18番 二村正明	<p>5条6番について説明します。申請地は小川で、森の****の裏手付近です。</p> <p>譲受人は現在自宅の駐車場が不足していることから、叔父から自宅に隣接する申請地を譲り受け、駐車場として利用したいことから転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地は申請人のもののみであることから、近隣の農業への影響はないと思われま</p>
7	<p>番号7については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の庭と進入路として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の用途地域の定めがあることから、第3種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地付近への植林等は行わないことから問題は無いと思われま</p>	18番 二村正明	<p>5条7番について説明します。申請地は東上田の上段で、****から浄水場方面へ300mほど上がったあたりです。</p> <p>譲受人は申請地に隣接する住宅を別荘として取得し、申請地をその庭と進入路としたいため転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地の近くには庭木等を植林しないため、近隣の農業への影響はないものと考えま</p>

8	<p>番号7については、申請地を借り受け、キャンプ用地として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の用途地域の定めがあることから、第3種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われま。</p>	18番 二村正明	<p>5条8番について説明します。申請地は東上田で、****からカウト洞谷を挟んだ対岸の農地です。</p> <p>譲受人は5条の7と同じです。別荘に来る際に友人たちと趣味のキャンプをするために申請地の転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
<p>以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。</p>			

(農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について)

事務局説明	
	<p>議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明させていただきます。</p> <p>今回は、賃貸借契約が8件提出されています。</p> <p>利用権設定番号1～8については全て、申請地を農業経営基盤強化促進法の規定に基づき新たに利用権を設定するものであります。</p> <p>面積は10,807㎡で、全て賃貸借契約です。</p> <p>以上、農用地利用配分計画案の意見決定について審議をお願い致します。</p>

(農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について)

事務局説明	
	<p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用配分計画案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。</p> <p>議案のA3の農用地利用配分計画案をご覧ください。今回は権利設定が11筆提出されています。向かって左部分は土地所有者の情報、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく利用配分計画案となっています。借受希望農業者は2名、どちらも新規就農者が借り受ける計画です。</p> <p>次に、農用地利用配分計画案「権利移転用」については、既に設定されている利用配分計画を、別の農業者に権利変更するものです。左側が土地所有者の情報、真ん中が現在の権利者の情報、右側が新たに権利を受けるものとして審議していただく計画案です。</p> <p>次に今後のスケジュールについて説明します。</p> <p>本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用配分計画案を提出し、県で正式に承認され、4月1日から権利移転されることとなります。</p> <p>以上、農用地利用配分計画案の意見決定について審議をお願い致します。</p>